

1世帯当たり  
1万円を給付

## 国の「価格高騰緊急支援給付金」の対象とならない世帯を支援 低所得者等物価高騰対策緊急支援金



市では、物価高騰などの影響を受けている低所得者世帯を支援するため国が行う「価格高騰緊急支援給付金」の対象とならない低所得者世帯に対し、市独自に給付金を支給します。

■対象 令和4年11月1日現在において花巻市に住民登録があり、令和4年度住民税均等割のみ課税者および非課税者で構成されている世帯

- 給付額 1世帯当たり1万円
- 申請期限 令和5年1月31日(火)
- 申請方法 下記へ郵送または持参
- \*対象となる世帯には、市から申請案内を送付します

【問い合わせ・申請】 新館地域福祉課(〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3572)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

給食に係る  
材料費を支援

## 私立保育園などの保育施設が対象 保育施設等物価高騰対策緊急支援金



市では、食料品価格高騰に伴う給食費の増額などを防ぎ、利用者の負担軽減を図るため、私立の市内幼児教育・保育施設を対象に「保育施設等物価高騰対策緊急支援金」を支給します。

■対象 市内の▶私立認可保育施設(保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業内保育事業所)▶私立幼稚園▶認可外保育施設

■支援月額 3歳児未満…1人当たり675円  
3歳児以上…1人当たり450円

※上記金額に、9月～令和5年3月に入所・入園している児童数を乗じた額を各施設に支給します

### 支給額の算定例

- ①3歳児未満児童数100人、②3歳児以上の児童数50人の施設の場合
- ①…100人×675円=67,500円
- ②…50人×450円=22,500円
- 支給額(①+②)…90,000円

- 申請期限 令和5年2月を予定
- 申請方法 下記へ郵送または持参
- \*対象となる施設には、市から申請案内を送付します

【問い合わせ・申請】 教育委員会こども課(〒028-3163 花巻市石鳥谷町八幡4-161 ☎41-3149)

事業用に使用した  
燃料費を支援

## 温泉宿泊施設などが対象 宿泊施設等燃料高騰対策緊急支援金



市では、燃料費高騰の影響が大きい市内の宿泊施設などを対象に「宿泊施設等燃料高騰対策緊急支援金」を支給します。

■対象者 市内で温泉施設を営んでいる事業者など

■対象となる燃料 事業用に使用した▶電気▶重油▶灯油▶軽油▶LPガス▶都市ガス

■支給上限額 法人…1施設当たり20万円  
個人事業者…1施設当たり5万円

※4～12月の連続する任意の3カ月と前年同期の対象となる燃料の料金を比較し、その差額を支給します

- 申請期限 令和5年1月31日(火)
- 申請方法 下記へ郵送または持参
- \*対象となる事業者には、市から申請案内を送付します

【問い合わせ・申請】 本館観光課(〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3542)

1世帯当たり  
5万円を給付

## 令和4年度分住民税非課税・家計急変世帯が対象 価格高騰緊急支援給付金



市では、物価高騰などによる経済的負担が大きい住民税非課税世帯などを国が支援する「価格高騰緊急支援給付金」を支給します。

- 対象 次のいずれかの要件を満たす世帯
- ①住民税非課税世帯…令和4年9月30日現在、本市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税(均等割)が非課税である世帯
- ※▶住民税が課税されている親族などの税法上の扶養に世帯全員がなっている▶住民税申告がまだ済んでいない人が世帯にいる一場合は対象外
- ②家計急変世帯…予期しない理由で、1～12月の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯

- 給付額 1世帯当たり5万円
- 申請方法
- ①住民税非課税世帯…市から送付される「支給要件確認書」に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で提出

※世帯に令和4年度の住民税の申告がまだ済んでいない人や令和4年1月2日以降に転入した人がいる場合は、別途申請が必要となりますので、下記までお問い合わせください

②家計急変世帯…申請書に必要事項を記入の上、1～12月の任意のひと月の収入が確認できる書類(給与明細書、売上台帳、年金振込通知など)の写しを添えて、下記へ提出

■申請期限 令和5年1月31日(火)

\*申請様式など詳しくは、市ホームページに掲載しています



【問い合わせ・申請】 市役所分室(新館向かい)地域福祉課給付金担当(〒025-8601 花城町9-30 ☎24-2111内線428・429)

法人最大20万円  
個人最大5万円

## 製造業または卸売業が対象 電気料金高騰対策支援金



市では、電気料金高騰の影響が大きい市内の製造業または卸売業を営む中小企業者を対象に「電気料金高騰対策支援金」を支給します。なお、本支援金の申請受付や支給事務については、市から委託を受けて花巻商工会議所が行います。

- 対象 市内で製造業または卸売業を営む中小企業者
- 支給上限額 法人…20万円 個人事業者…5万円
- ※4～11月の連続する任意の6カ月と前年同期の電気料金を比較し、その差額を支給します
- 提出書類 ▶支給申請書兼請求書▶電気料金および使用期間、支払いの確認ができる書類(利用明細など)▶振込先の分かる通帳などの写し一のほか、次の書類
- 法人…▶直近3カ月以内の履歴事項全部証明書▶直近決算分の法人市民税申告書▶直近決算分の法人事業概況説明書
- 個人事業者…▶令和4年度市民税・県民税申

告書▶令和3年分所得税確定申告書一のいずれか

- 申請期限 12月26日(月)
  - 申請方法 原則、郵送のみ
  - 支給額の算定例(法人の場合) (単位:万円)
- | 区分  | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 合計  |
|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 3年度 | 30 | 20 | 50 | 45 | 60  | 70  | 275 |
| 4年度 | 30 | 20 | 60 | 50 | 60  | 80  | 305 |
- 3年度と4年度の合計金額の差額[305万円-275万円=30万円]…①
  - 法人の場合の上限額20万円…②
  - ①が②を超えるため、上限額である20万円を支給します(個人事業者の場合は5万円を支給)

\*申請様式など詳しくは、市ホームページに掲載しています



【問い合わせ・申請】 花巻商工会議所(〒025-0075 花城町10-27 ☎23-3381)